

基幹統計調査の承認の状況

(令和4年11月分)

令和4年12月21日
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
労働力調査	総務大臣	令和5年4月1日以降の調査について、以下のとおり、調査計画を変更 ① 調査計画上の文言の変更 統計調査指導員の業務の一つとされている「実地検査」について、その業務内容に即して「実施状況検査」に修正 ② 使用する統計基準の明記 季節調整値の作成に当たり、統計法第28条に規定する統計基準の一つである「季節調整法の適用に当たっての統計基準」に準拠している旨を調査計画に明記	R4.11.1
国民生活基礎調査	厚生労働大臣	統計委員会の答申(令和3年7月30日付け統計委第14号)に即して、以下のとおり、令和5年調査の調査計画を変更 ○ 令和4年調査から一部の地域で導入したオンライン調査について、令和5年調査から全国に拡大	R4.11.14

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。